

平成30年4月1日から

建築確認台帳記載事項証明の取扱いが変わります

1. 要旨

平成30年4月から宅地建物取引業法が改正されることに伴い、静岡県では建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付事務取扱要領が定められました。

このことにより、磐田市においても従前の「確認台帳記載証明書」に替えて、「確認申請等台帳記載事項証明書」を発行することになります。

2. 変更点

《証明可能な建築物》

変更前 : 市の保有する受付台帳に記載があるもの



変更後 : **昭和56年4月1日以降に建築確認を申請された建築物のうち、建築基準法第6条第1項第4号に規定するもの**

4号に規定する建築物とは…

木造 階数 ≤ 2 延べ面積 ≤ 500 ㎡ 高さ ≤ 13 m 軒高 ≤ 9 m

木造以外 平屋建て 延べ面積 ≤ 200 ㎡

※特殊建築物の用途に供する床面積の合計が100㎡を超えるものを除く。

※1号～3号の建築物については袋井土木事務所の取扱いになります。

《申請書等》

申請書の様式が変わります。また、委任状が不要になります。
後日、磐田市のホームページにてご案内します。

3. 適用時期

平成30年4月1日から

4. その他

昭和55年度以前の情報が必要な場合はご相談ください。建築住宅課の窓口で市の保有する受付台帳を閲覧することができます。

※写しの交付、証明書の発行は行いません。

問合せ : 磐田市建設部建築住宅課
電話 : 0538-37-4899